

島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領

(通則)

第1条 島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する企業立地支援事業の実施については、要綱に基づくほか、この実施要領による。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 企業立地 事業者が行う、その事業の用に供する工場若しくは事業場又は事業の用に供する設備（以下「事業所等」という。）の新增設のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものであって、当該新增設が行われる区域の特定市町村の長が推薦したものを行う。

- ア 事業所等の新增設に伴い契約電力が増加していること
- イ 雇用創出効果が3人以上であること
- ウ 当該特定市町村の区域内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれのないこと
- エ 公の秩序の維持又は善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと
- オ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 県又は特定市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等（条例又は規則等により当該県又は特定市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該県又は特定市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。）が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

(ウ) 県又は特定市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該県又は特定市町村からの金銭的な支援を受けているもの

(2) 企業立地日 企業立地する場合であって、次に掲げる日をいう。

ア 事業者が小売電気事業者等（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者、同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者又は当該小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が行う電気の需給契約の締結の取次ぎを業として行う者をいう。以下同じ。）と新たに電気の需給契約を締結する場合にあっては、電気の供給を受けた最初の日（本格稼働前の試運転が行われた場合にあっては、当該試運転が行われたと認められる期間の末日の翌日とする。以下同じ。）

イ 小売電気事業者等と新たに電気の需給契約を締結しない場合にあっては、次のいず

れかの日

(ア) 契約電力変更の申込みを行った場合にあっては、契約の変更に伴い契約電力が増加した日

(イ) デマンド契約（最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約をいう。以下同じ。）を結んでいる場合にあっては、直前の計量日

(3) 特例増設 事業者が企業立地日の後に行う、事業所等の増設のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。ただし、1事業所等につき2度の増設に限る。

ア 事業所等の増設に伴い契約電力が増加していること

イ 雇用創出効果が3人以上であること

ウ 増設に伴い取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産の価額（以下「投資額」という。）の総額が次に掲げる金額以上であること

(ア) 当該増設が所在市町村（要綱第3条第1項に規定する対象施設の設置が行われている市町村をいう。以下同じ。）において行われる場合にあっては、250万円

(イ) 当該増設が隣接市町村等（要綱第3条第1項に規定する隣接する市町村をいう。以下同じ。）において行われる場合にあっては、500万円

エ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 県又は特定市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等（条例又は規則等により当該県又は特定市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該県又は特定市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。）が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

(ウ) 県又は特定市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該県又は特定市町村からの金銭的な支援を受けているもの

(4) 特例増設日 特例増設する場合であって、次に掲げる日をいう。

ア 契約電力変更の申込みを行った場合にあっては、契約の変更に伴い契約電力が増加した日

イ デマンド契約を結んでいる場合にあっては、直前の計量日

(5) 雇用創出効果 第5条の交付の申請が行われた日が属する半期（毎年4月1日から6月ごとの期間をいう。以下同じ。）の前の半期の最後の日（以下「半期末日」という。）において、申請を行った事業者が事業所等の所在する市町村内において雇用している雇用者の人数（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の人数をいう。ただし、当該事業所等が所在市町村又は隣接市町村等から県内の他の隣接市町村等に移転する場合においては、旧事業所等において雇用していた雇用者の人数を除く。）から次に掲げるいずれかの雇用者の人数を控除して得た人数をいう。

- ア 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間　企業立地日の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数
- イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間　特例増設日の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数及び企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（補助金が交付されていない期間を除く。）の各半期末日の雇用者の人数の中で最も多い雇用者の人数。ただし、企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降13年を経過した後の申請においては、当該特例増設の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数

（補助対象経費）

第3条 要綱第5条第2項第1号に規定する事業費は、特定市町村の区域内における企業立地支援のため、要綱第3条第1項の規定による民間団体等（以下「補助事業者」という。）が事業者の申請に基づいて当該事業者に対して給付する電力給付金（当該事業者が支払う電気料金を基に当該補助事業者が第6条の規定により算出し、当該事業者に対して給付する給付金をいう。）及び特例給付金（雇用創出効果を基に当該補助事業者が第8条の規定により算出し、当該事業者に対して給付する給付金をいう。）（電力給付金と特例給付金をあわせて、以下「給付金」と総称する。）の交付に要する経費とする。

- 2 要綱第5条第2項第2号に規定する一般事務費は、補助事業者が前項に掲げる給付金の交付を行うための経費とし、人件費、印刷製本費、旅費、通信運搬費、消耗品費、雑費及び賃借料とする。
- 3 要綱第5条第2項第3号に規定する一般管理費は、補助事業者が第1項に掲げる給付金の交付を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費とし、前項の一般事務費に係る経費の合計額の10パーセントに当たる金額（円未満は切捨てとする。）を限度額とする。

（交付の対象）

第4条 給付金の交付の対象は、特定市町村の区域内において行われている事業であって、雇用創出効果が3人以上であるものとする。ただし、事業者が次の各号に掲げる事業を行う場合には、当該事業は交付の対象としない。

- (1) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）として行う公の施設の管理を行う事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業

(交付の申請)

第5条 事業者は、一の半期（毎年4月1日から6月ごとの期間をいう。）における給付金の給付を受けようとするときは、必要事項を記載した書類を補助事業者が定める申請期間内に提出するものとする。ただし、企業立地又は特例増設の初回の申請は、企業立地日又は特例増設日の属する半期の翌半期又は翌々半期に行われるものとする。

2 一の事業者に対する給付金の交付の申請は、企業立地日又は特例増設日の属する半期の翌半期の開始日以降8年を超えない期間に限り、申請をすることができるものとする。

(電力給付金の額の算定)

第6条 一の事業者に対する一の半期における電力給付金の額は、次に掲げる算式により算定して得た金額とする。

$$(a - b) \times c \times d$$

a は、別表1の第1欄に掲げる金額に応じ、第2欄に掲げる金額（旧特定市町村ではない隣接市町村等の区域内において企業立地が行われている場合においては第3欄に掲げる金額。以下同じ。）とする（第9条において同じ。）。

b は、原則として、別表2の第1欄に掲げる市町村の区分に応じ、第2欄に掲げる金額とする。

c は、交付の申請日の属する半期の前の半期（企業立地日又は特例増設日の属する半期である場合にあっては、当該半期のうち当該企業立地日又は特例増設日以降の期間）の企業の契約電力（小売電気事業者等との電気の需給契約に基づく契約電力をいう。以下同じ。）の平均契約電力（以下単に「平均契約電力」という。）から次に掲げる平均契約電力を差し引いて算定される増加契約電力（第9条において同じ。契約電力が別表3の第1欄に掲げる雇用創出効果に応じた第2欄に掲げる契約電力を超える場合にあっては、第2欄に掲げる数とする。）とする。

ア 当該企業立地に係る企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間
企業立地日の属する月の前1年間の平均契約電力

イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力及び企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（補助金が交付されていない期間を除く。）の各半期の平均契約電力の中で最も大きい平均契約電力。ただし、企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降13年間を経過した後の申請においては、当該特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力

d は、一の半期における実支払電気料金の支払回数（以下「電気料金支払月数」という。）とする（第9条において同じ。）。

(特例給付金の対象)

第7条 特例給付金の交付の対象は電力給付金の交付の対象であって、企業立地日又は特例増設日が平成20年4月1日以降のものであり、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。

(1) 企業立地日及び特例増設日の属する半期（特に認める場合にあっては、この限りではない。）の投資額が次の各号に掲げる金額以上であること。

ア 当該投資が所在市町村において行われる場合にあっては、500万円（増設の場合にあっては、250万円）

イ 当該投資が隣接市町村等において行われる場合にあっては、1,000万円（増設の場合にあっては、500万円）

(2) 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

ア 製造業に属する事業

イ 県又は特定市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等（条例又は規則等により当該県又は特定市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該県又は特定市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。）が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

ウ 県又は特定市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該県又は特定市町村からの金銭的な支援を受けているもの

(特例給付金の算定)

第8条 一の事業者に対する一の半期における特例給付金の額は、次に掲げる算式により算定して得た金額とする。

$$e \times f$$

eは、別表4の第1欄に掲げる地域に応じ、第2欄に掲げる金額とする。

fは、雇用創出効果とする。

(交付額)

第9条 一の事業者に対する一の半期における給付金の交付額は、次の各号に掲げる金額のうち最も額の小さいものとする。ただし、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領（平成20・03・28資庁第10号）第9条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

(1) 電力給付金の算定額に特例給付金の算定額を加えた金額

(2) 次に掲げる算式により算定して得た金額

$$g \times h - (c' \times b \times d)$$

gは、当該半期における実支払電気料金（別表1の注1において算定される額。）

hは、別表5の第1欄に掲げる地域に応じた第2欄の係数

c'は、交付の申請日の属する半期の前の半期（企業立地日又は特例増設日の属する半期で

ある場合にあっては、当該半期のうち当該企業立地日又は特例増設日以降の期間)の平均契約電力(電源立地地域対策交付金交付規則(平成28年文部科学省・経済産業省告示第2号。以下「規則」という。)第9条第1項第1号イに規定する特別単価が適用される市町村に企業立地する事業者にあっては、5,000キロワットとする。ただし、特別単価が適用される市町村について、契約電力が5,000キロワットを超える電力需要家に關し、特別単価を適用しない場合において得た金額に当該電力需要家の契約電力をキロワットを単位として表した数字を乗じて得た金額が特別単価に5,000を乗じて得た金額を上回るものがある場合にあってはこの限りでない。)から次に掲げる平均契約電力を差し引いて算定される増加契約電力とする。

- ア 当該企業立地に係る企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間 企業立地日の属する月の前1年間の平均契約電力
- イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力及び企業立地日(2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日)の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間(補助金が交付されていない期間を除く。)の各半期の平均契約電力の中で最も大きい平均契約電力。ただし、企業立地日(2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日)の属する半期の翌半期開始日以降13年間を経過した後の申請においては、当該特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力

(3) 次に掲げる算式により算定して得た金額

$$c \times (a \times i - b) \times d$$

i は、別表6の第1欄に掲げる地域に応じ、第2欄に掲げる係数とする。

(交付の特例)

第10条 二以上の中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)が共同して行う企業立地(当該中小企業者の雇用創出効果がそれぞれ3人未満である場合に限る。)であって、雇用創出効果の合計が3人以上20人未満であるときは、それぞれ一の中小企業者に対する一の半期における給付金の額は、前条の規定により算定して得た金額とする。この場合において、第6条に規定するcは1,500キロワットを限度とする。

2 二以上の事業者が同一の工業団地内、敷地内又は事業所等内において行う企業立地(雇用創出効果の合計が3人以上である場合に限る。)の場合であって、当該事業者が共同して電気の供給を受けるため小売電気事業者等との電気の需給契約を締結する場合にあっては、当該電気の需給契約を締結する者に対する一の半期における給付金の額は、前条の規定により算定して得た金額とする。この場合において、第6条に規定するcは、共同して電気の受給を受けた契約電力とする。

(その他)

第11条 知事は、この要領に定めるもののほか、企業立地支援事業の実施に関し必要な事項については別に定める。

附則

- 1 この要領は平成15年2月21日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 この要領は平成16年4月1日から施行する。
- 3 この要領は平成17年12月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 4 この要領は平成20年4月1日から施行する。

この要領による改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領の規定は、企業立地日及び特例増設日が平成20年度以降の事業について適用し、この要領による改正前の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領第2条に規定する立地日が平成19年度以前のこの要領による改正前の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領第4条に規定する企業立地については、なお従前の例による。

- 5 この要領は平成23年8月8日から施行し、平成23年度予算から適用する。
- 6 この要領は平成25年4月1日から施行する。
- 7 この要領は平成27年4月9日から施行し、平成27年度予算から適用する。
- 8 この要領による改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領第2条（1）の規定は、企業立地日が平成27年10月1日以後である事業について適用する。
- 9 この要領は平成28年4月1日から施行する。
- 10 この要領は令和元年12月10日から施行し、令和2年度上期の補助申請から適用する。
- 11 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領による改正後の島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金実施要領第3条第2項の規定は、令和2年度上期の補助申請から適用し、令和元年度下期の補助申請については、なお従前の例による。

- 12 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 13 この要領は、令和3年9月8日から施行する。
- 14 この要領は、令和4年2月14日から施行する。
- 15 この要領は、令和4年3月11日から施行する。
- 16 この要領は、令和4年9月8日から施行し、令和4年度下期の補助申請から適用する。
- 17 この要領は、令和5年12月11日から施行する。

令和6年1月1日から令和6年1月15日までの交付申請に係る給付金の交付額については、第9条ただし書きの規定は適用しない。

(別表1)

第1欄	第2欄	第3欄
～1, 500 円未満	600 円	300 円
1, 500 円以上 1, 600 円未満	640 円	320 円
1, 600 円以上 1, 700 円未満	680 円	340 円
1, 700 円以上 1, 800 円未満	720 円	360 円
1, 800 円以上 1, 900 円未満	760 円	380 円
以降 100 円刻み	以降 40 円刻み	以降 20 円刻み

第1欄の金額：一の半期における実支払電気料金 ÷ (契約電力×一の半期における電気料金支払月数)

- (注) 1 一の半期における実支払電気料金とは、交付の申請が行われた日の属する半期の前の半期（企業立地日又は特例増設日の属する半期である場合にあっては、当該半期のうち当該企業立地日又は特例増設日以降の期間）の企業の実支払電気料金（小売電気事業者等との電気の需給契約に基づく支払電気料金をいう。）から次に掲げる支払電気料金を差し引いて算定される額とする。
- ア 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降 8 年を超えない期間 企業立地日の前 1 年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額
- イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降 8 年を経過した後の期間 特例増設日の前 1 年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額及び企業立地日（2 回目の特例増設が行われている場合においては、1 回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（補助金が交付されていない期間を除く。）の各半期の実支払電気料金の中で最も金額の大きい支払電気料金の額。ただし、企業立地日（2 回目の特例増設が行われている場合においては、1 回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降 13 年間を経過した後の申請においては、当該特例増設日の前 1 年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額
- 2 最初の給付金の交付に係る実支払電気料金及び電気料金支払月数は、小売電気事業者等との電気の需給契約に基づき電気の供給を受けた最初の日の属する月の翌月以降、当該月の属する半期の最後の月までの間に支払われた電気料金の金額及び支払回数とする。

(別表2)

第1欄	第2欄
規則第9条第1項第1号に規定する市町村	同号に規定する α の金額に 2分の1を乗じた金額
規則第9条第1項第1号に規定する市町村のうち、 同条第3項の規定が適用される区域	同号に規定する α の金額に 8分の3を乗じた金額
規則第9条第1項第1号に規定する市町村のうち、 同条第4項の規定が適用される区域	同号に規定する α の金額に 4分の1を乗じた金額

- (注) 1 第2欄は、申請日の属する半期の前半期の属する年度の金額とする。
 2 第2欄の金額に端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。

(別表3)

第1欄	第2欄
3人以上20人未満	1, 500キロワット
20人以上	2, 500キロワット

(別表4)

第1欄	第2欄
所在市町村	300千円
隣接市町村等	150千円

(別表5)

第1欄	第2欄
所在市町村	1
旧特定市町村である隣接市町村等	0. 75

旧特定市町村ではない隣接市町村等	0. 5
------------------	------

(別表 6)

第 1 欄	第 2 欄
所在市町村	2
旧特定市町村である隣接市町村等	1. 5
旧特定市町村ではない隣接市町村等	2